

長 建 協 発 第 411 号
平成 23 年 1 2 月 21 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

地域維持型建設共同企業体の取扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域維持型建設共同企業体の導入を盛り込んだ「共同企業体のあり方について」の改正につきましては、平成 23 年 1 1 月 23 日付長建協発第 364 号文書にてお知らせいたしておりました。

今般、新たに地域維持型建設共同企業体の運用準則が定められたのを受け、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて、各省各庁の長並びに都道府県知事等に別添のとおり通知されましたのでお知らせ申し上げます。